

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

平成18年12月 6 日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 議案第 92号 愛西市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 93号 愛西市名誉市民条例の制定について
- 日程第 7 議案第 94号 愛西市表彰条例の制定について
- 日程第 8 議案第 95号 愛西市監査委員に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 96号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 97号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 98号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 99号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 100号 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第14 議案第 101号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第 102号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第 103号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 104号 （仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 105号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第19 議案第 106号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第20 議案第 107号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第21 議案第 108号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第22 議案第 109号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第23 議案第 110号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第24 議案第 111号 平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第25 陳情第 14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
- 日程第26 諮問第 6号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第27 諮問第 7号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	助役	山田 信行 君
教育長	青木 萬生 君	会計室長	杉山 政男 君
総務部長	中野 正三 君	企画部長	石原 光 君
教育部長	八木 富夫 君	経済建設部長	篠田 義房 君
		市民生活・	
上下水道部長	若山 富士夫 君	保健部長	藤松 岳文 君
福祉部長	水谷 正 君	消防長	古川 一己 君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀 和彦 君	総合支所長	伊藤 忠俊 君
八開		佐織	
総合支所長	飯田 十志博 君	総合支所長	山崎 敏次 君
監査委員	河原 操 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤 辰雄	議事課長	服部 秀三
--------	-------	------	-------



午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

それでは、御案内の定刻になりました。

全議員御出席でございますので、ただいまから平成18年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

議事に入る前に、去る10月19日、平成18年度都道府県議会議員及び市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式において、地方議員として35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功績があったと認められた者に対する表彰が行われ、本市議会の柴田義継議員が表彰されましたので、これより伝達式を行います。

なお、事務局より写真撮影願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔表彰状伝達〕

○30番（柴田義継君）

一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま佐藤議長より、感謝状の贈呈を改めてしていただきまして、本当に身に余る光栄だと感謝を申し上げるわけでございます。

去る10月19日でしたが、服部議会事務局課長から御案内をいただきまして、ともども麹町会館へ、東京へ出向いて、菅総務大臣から感謝状をいただきました。全国では224名、愛知県からは12名の県会を含めまして感謝状をいただきました。それぞれ国会議員の来賓の先生方からいろいろな御祝辞と激励のごあいさつをいただきました中に、多くの方々に、35年以上にわたって市民になられました愛西市の皆さん方にも、またこうして幹部の職員の皆さん、市長初め、それぞれの立場の人たちの御指導を仰ぎながら地方議会に携わってきたわけでございます。

それぞれのあいさつの中に、一番今、気がついたことが、忘れておったなあということを皆さん方に御披露させていただきたいと思っております。それは何かと云ったら、市民の多くの方々に御支持をいただいたけれど、陰ひなたとなって支えてくれた家族のことを忘れないでほしいと。皆さん方もそうであろう。あるいは公務員としてお務めになれるそれぞれの立場が、やはり家族があって、女房があることを忘れたなあということを今つくづく思うように、気がついては遅いわけですが、そういうことも含めまして、地方議会としてそれぞれ市民の皆さん方の、こうして新しい選挙を受けて当選されました皆さん方ですが、私が一番年長でもまたこの議会ではあるわけでございます。それぞれの皆さんは若い世代でありますので、どうか十分健康に留意されて、次の私を支えていただいたように、皆さんのために御貢献されますことを切にお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。（拍手）

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、7番・岩間泰彦議員、8番・田中秀彦議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月15日に議会運営委員会が開催をされ、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会を去る9月15日に、全委員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日6日より22日までと決定をいたしました。

また、委員会等の日程については、御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より22日までの17日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より22日までの17日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催をされておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の村上守国議員、お願いをいたします。

○9番（村上守国君）

海部南部水道企業団定例会の報告をさせていただきます。

去る10月12日午後2時より、第3回定例会が開催されました。

付議事件といたしまして、議案第12号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に

関する条例の一部を改正する条例についてでありました。提案理由といたしまして、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、提出されたものであります。全員賛成で可決されました。以上であります。

○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の近藤健一議員、お願いをいたします。

○13番（近藤健一君）

海部地区水防事務組合の報告をいたします。

平成18年10月18日、弥富市総合福祉センターで第2回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第8号：海部地区水防事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第9号：海部地区水防事務組合水防協議会条例の一部改正について、両方とも全員賛成で可決されました。

議案第10号：平成18年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算について、補正額ゼロ、補正後の予算総額 3,110万 1,000円であります。全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成17年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額 3,323万 6,950円、歳出総額 3,148万 6,268円、差し引き残額 175万 682円です。全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の榎本雅夫議員、お願いをいたします。

○6番（榎本雅夫君）

海部地区環境事務組合の定例会の報告をいたします。

去る平成18年11月20日に海部地区環境事務組合新開センターで、平成18年第2回の定例会が行われました。

専決第1号、専決処分として平成18年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算について審議いたしました。補正額として31万 3,000円、補正後の予算総額として44億 2,550万 1,000円となっております。

議案第10号：海部地区環境事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第11号：平成18年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算について、補正額 6,248万 7,000円、補正後の予算総額として44億 8,798万 8,000円となっております。

認定第1号として、平成17年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額58億 6,341万 8,773円、歳出総額57億 5,816万 8,870円、差し引き 1億 524万 9,903円となっております。

なお、経過報告については添付してありますので、よろしく申し上げます。

以上をもって報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

また、閉会中に特別委員会が開催をされておりますので、各委員長より報告をしていただきます。

最初に、斎場建設調査特別委員長、お願いをいたします。

#### ○斎場建設調査特別委員長（太田芳郎君）

斎場建設調査特別委員会の報告をさせていただきます。

この委員会は、去る11月30日午前10時より本庁舎委員会室におきまして、正・副議長にも御出席をいただきまして開催をさせていただきました。

11月13日付で、津島市長及び津島市議会議長の連名で、愛西市長、それから愛西市議会議長あてに斎場建設に関する要望がございました。内容につきましては本日の全員協議会でお示しをいたしますが、回答につきましては、今後、市側と協議をして津島市に提出することで、委員会としては協議が調ったわけであります。

また、斎場の規模及び用地の取得方法につきましては、合併特例債の利用に関して詳細を伺いたないので、今後、当特別委員会に財政担当も出席していただくことでまとまりました。

次回の特別委員会の日程につきましては、また今後決定をいたしていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、固定資産税評価等調査特別委員長、お願いをいたします。

#### ○固定資産税評価等調査特別委員長（永井千年君）

固定資産税評価等調査特別委員会の報告をいたします。

第3回目の特別委員会は、去る12月1日午前10時より委員会室において、8名の委員の参加で、正・副議長にも御出席いただきまして開催をいたしました。

委員長より、住民説明会での質問者の質問内容の紹介、6点の質問を行った後、各委員から質問、意見を出していただきました。各委員の意見は、住民説明会の参加人員が7会場で111人は思ったより少なかった。理由として、対象物件が周知されていないので、このような結果になったのではないかという意見が出されました。

また、今後の業務の進め方などの質問には、理事者側より未評価家屋の現地調査の応援職員を10人ふやして60人にする。その説明会が12月5日に開催をする。そこで、職員の共通認識を持っていただくという報告がありました。委員側より、現地調査を行った場合に、専門用語をなるべく使わずに市民にわかりやすい言葉で説明願いたい旨の要望も行いました。

今後の活動については、平成19年7月までに評価業務を終了して、その後、計算業務に入りたいということでありました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成18年8月から平成18年10月までに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、よろしくお目通しを

願いますようお願いをし、以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集あいさつ

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いをいたします。

##### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

平成18年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、師走の慌ただしい中、全員の御参集をいただきましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

先ほどは35年の長きにわたる感謝状、大臣表彰を柴田議員、お受けをいただきまして、おめでとうございます。今後ともよろしくをお願いをいたします。

平成18年も余すところ1ヵ月を切りました。この1年を振り返りますと、災害による被害も大きなものではなく、平穏に終えようとしております。そんな中で、市内の交通死亡事故者は昨年の7人に比べ、本日までには4人と減員になっておりますけれども、痛ましい事故をなくすよう、先般の交通安全市民大会を契機に一層の啓発等を行ってまいりたいと思っております。

しかしながら、この事故が数字的にはありません市外でもありました。そして、市内でもこの24時間以内ではなくて、後で死亡という方も見えるわけでありまして、先般少し耳にしますと、佐屋中の生徒さん、大変な事故でした。ちょうどその学校の南のところでありましたが、重傷、重体という生徒さんも少しお話もでき、歩行もできるようになられたというようないいお話も聞かせていただいているわけでありまして、児童・生徒の皆さんからお年寄りまで、本当に少しでもそうした死亡事故をなくすべく、今後も努力をしてまいりたいと思っております。

さて、10月の地区市民体育大会から11月の文化祭、ごみゼロ運動等の秋の諸行事が好天にも恵まれまして、多くの市民の方々に御参加をいただき、盛況に終えることができましたことに厚く感謝を申し上げます。

また、合併前の固定資産税課税事務における未評価家屋及び住宅用地・非住宅用地認定事務の不適切な処理の判明におきましては、議会におかれまして設置されました固定資産税評価等調査特別委員会での御審査を踏まえ、住民説明会を7会場で開催いたしましたところ、議員各位におかれましても各会場へお出かけをいただき、厚くお礼を申し上げます。今後、家屋評価及び宅地認定事務のため、各該当納税者宅へお伺いをして御理解を賜るべく進めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いを申し上げます。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、条例の制定及び一部改正8件、広域連合設置1件、市道路線認定1件、指定管理者の指定3件、補正予算7件、人権擁護委員の推薦諮問2件の合計22件であります。それぞれの主な提案理由について述べさせていただきます。



議案第92号：副市長の定数を定める条例の制定については、地方自治法の改正により、助役にかえて副市長を置くものとされ、定数を条例で定めることとなり、副市長1名とする条例をお願いするものであります。

議案第93号：名誉市民条例の制定につきましては、市民または市と縁故の深い者で、市が郷土の誇りとし、尊敬に値すると認める方に名誉市民の称号を贈るため、条例を制定するものであります。

議案第94号：表彰条例の制定につきましては、市政功労者及び一般功績者の功績を表彰するために制定をするものであります。

議案第95号：監査委員に関する条例等の一部改正につきましては、地方自治法の改正に関する3条例の改正をお願いするものであります。第1条の監査委員に関する条例の一部改正は、地方自治法で委員定数を2名と規定されたことにより、条例中から委員定数の規定を削り、第2条の特別職報酬等審議会条例及び第3条の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正は、「助役」を「副市長」に改めるものであります。

議案第96号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、人事院規則の改正により、職員の休息時間の廃止と、育児・介護を行う職員の早出・遅出勤務の規定に小学校に就学している子のある職員の規定を加えるため、改正するものでございます。

議案第97号：税条例の一部改正につきましては、目的税として入湯税を課税するためのものでありまして、大変この件につきましては、けさの新聞報道でも御案内のとおりであります。そうしたことを一つずつ改めながら進めてまいりたいために課税するものでございまして、次に地方自治法の改正により、「市吏員」を「市職員」に改正するものでございます。

議案第98号：消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、損害補償の基準を定める政令の一部が総務省令へ移行されたことにより改正するものであります。

議案第99号：印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、電子申請システムで印鑑登録証明書の交付申請ができることにより改正をするものであります。

議案第100号：愛知県後期高齢者医療広域連合の設置については、事務を処理するために広域連合を設置し、加入するためにお願いをするものでございます。

議案第101号：市道路線の認定については、18路線を市道として路線の認定をお願いするものであります。

議案第102号：立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定についてから議案第104号の3議案につきましては、指定管理者として関係する法人を選定委員会の結果に基づき指定するものであります。

議案第105号：一般会計補正予算（第3号）については、補正総額11億1,670万7,000円あります。歳出の主なものといたしまして、土地取得特別会計で取得いたしました愛西市役所・佐屋公民館駐車場拡張用地、永和小学校及び北河田小学校用地を行政財産として一般会計へ買い戻すため、財産管理費で1億2,606万7,000円、小学校費の学校管理費で4,747万8,000円をそれぞれ計上いたしました。また、生活保護費で3,749万4,000円を計上しており

ます。歳入としましては、地方特例交付金、普通交付税の確定及び財政調整基金繰入金を減額し、市債においては、新たに合併特例債の適用になる総務債ほかで、総額12億 5,360万円を計上しております。

議案第 106号：土地取得特別会計補正予算（第 2 号）については、一般会計で買い戻された用地の売り払い収入 1 億 7,354万 5,000円を歳出で土地開発基金へ積み立てるものでございます。

議案第 107号：国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、事業勘定において補正総額 5 億 2,569万 2,000円であります。歳出の主なものとしまして、保険給付費及び共同事業拠出金などを補正計上し、歳入として療養給付費等交付金及び共同事業交付金などを充てさせていただきました。

議案第 108号：介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 109号：農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 110号：公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、職員の給料、諸手当に過不足が見込まれます。そのためにそれぞれ補正をさせていただきます。

議案第 111号：水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、水道事業費用で中部浄水場水源井取水井改修委託料 682万 5,000円を補正いたしました。

諮問第 6 号及び第 7 号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、2 名の委員の任期が平成19年 3 月31日で満了いたしますので、再任と新任それぞれ 1 名をお願いするものであります。本件につきましては法務大臣への事務手続が必要でありますので、大変恐縮であります。本日御審議の上、お認めを賜りたく、重ねてお願いを申し上げます。

以上が本定例会に御提案を申し上げます議案の主な内容でございます。細部につきましては、担当部長よりそれぞれ説明させていただきます。各議案とも十分に御審議をいただき、いずれも御議決賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第 5 ・ 議案第92号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第 5 ・ 議案第92号：愛西市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

##### ○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第92号：愛西市副市長の定数を定める条例の制定について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市副市長の定数を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、地方自治法の改正がされ、助役を副市長

に改め、副市長の定数を条例で定めることとされましたので、制定する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第37号：愛西市副市長の定数を定める条例で、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、愛西市の副市長の定数は1名とするもので、附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第93号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第93号：愛西市名誉市民条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（中野正三君）

議案第93号：愛西市名誉市民条例の制定について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市名誉市民条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、本市の名誉市民に対する表彰に関し必要な事項を定めるため、制定する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第38号：愛西市名誉市民条例でございますが、第1条は表彰の目的を規定させていただいております。

第2条は、市民が郷土の誇りとし、かつ尊敬に値すると認める者に名誉市民の称号と称号記を贈ることとしております。

第3条は、名誉市民の決定は、市長が議会の同意を得て決定をさせていただくものでございます。

第4条は、公表の規定でございます。

第5条は、名誉市民に対する礼遇等を定めさせていただいております。

第6条は、名誉市民の称号の取り消し規定で、議会の同意を得て取り消すことができるものとさせていただいております。

第7条は、規則への委任規定で、資料として規則案をお届けしておりますので、後ほどお目通しを願いたく存じ上げます。

1枚おめくりください。

附則として、この条例は平成19年1月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第94号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第94号：愛西市表彰条例の制定についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

議案第94号：愛西市表彰条例の制定について、提案及び内容の御説明をさせていただきます。  
愛西市表彰条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。  
提案理由でございますが、この案を提出するのは、本市の市政功労者等に対する表彰に関し  
必要な事項を定めるため、制定する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第39号：愛西市表彰条例でございますが、第1条は表彰の目的を規定させていた  
だいております。

第2条は、表彰の種類といたしまして、市政功労者表彰及び一般功績者表彰としてございま  
す。

第3条、市政功労者表彰につきましては、第1号で市長として8年以上の在職の方、そして  
第2号で市議会議員として12年以上の在職の方、そして第3号で副市長として12年以上在職さ  
れた方、第4号で地方自治法第180条の5に規定する執行機関の委員として12年以上の職にあ  
った方でございますが、その内容といたしましては、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、  
公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価委員でございますが、この規定に  
つきましては規則で述べさせていただきます。

第4条、一般功績者表彰につきましては、第1号から第11号までの功績を規定してございま  
す。この内訳と申しますか、内容とか年数につきましても規則で定めさせていただきます。ご  
ざいます。

1枚おめくりください。第4条の第2項では、第1号から第8号までの表彰につきましては、  
重複表彰を行わないとする規定でございます。

第5条は、市政功労者表彰は在職中は行わないとするものでございます。

第6条は、資格除外を定めてございます。

第7条につきましては、表彰の時期でございますが、これにつきましては毎年1回行うとい  
うことでございます。

第8条は、表彰は表彰状と記念品を贈るものとしてございます。

第9条は、市政功労者の方に対する礼遇の規定をさせていただきます。

第10条は、市政功労者の礼遇の取り消し、停止の規定をお願いしてございます。

1枚おめくりください。第11条は、表彰審査委員会を置く規定でございます。

第12条は、規則への委任規定でございまして、資料として、先ほど申し上げましたように、  
規則案をお届けしておりますので、後ほどお目通しをいただきたく存じ上げます。

附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成17年4  
月1日から適用するものでございます。

第2項以下は経過措置でございますが、第2項としましては、市政功労者及び一般功績者表彰の在職年数につきましては、合併前の佐屋、立田、八開及び佐織のそれぞれの職、相当する職を含むものでございますが、在職年数を通算するものでございます。

第3項は、第3条第3号、副市長と規定してございますが、この件につきましては、平成19年3月31日までにおいては助役と読みかえる規定をお願いするものでございます。

第4項につきましては、第4条第1項、一般功績者表彰でございますが、この規定の表彰につきましては、合併前の4町村での表彰を受けられた方につきましては、それぞれ表彰を受けられたというみなし規定を定めております。

以上、よろしく願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第8・議案第95号（提案説明）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第95号：愛西市監査委員に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○総務部長（中野正三君）

議案第95号：愛西市監査委員に関する条例等の一部改正について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方自治法の改正がなされたのに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第40号：愛西市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、議案第95号資料として改正新旧対照表をお届けしておりますので、これに基づいて御説明をさせていただきます。ごらんいただきたく存じ上げます。

地方自治法の改正によりまして、3件の条例改正を一括でお願いするものでございます。

まず、愛西市監査委員に関する条例につきましては、地方自治法で市町村の監査委員の定数を2名と規定されたことによりまして、第1条、第2条の関係条文を削るものでございます。以下、条を繰り上げさせていただくものでございます。

愛西市特別職報酬等審議会条例及び愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例につきましては、条文及び別表中の「助役」を「副市長」に改めるものでございます。

議案の条例文の本文の方へお戻りを願いたく存じ上げます。

附則で、施行期日といたしまして第1項、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条、監査委員の関係条文でございますが、第1条の改正規定につきましては、公布の日から施行する。

第2項といたしまして、愛西市に収入役を置かない条例は廃止するものでございます。  
以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第96号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第96号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

議案第96号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案及び内容の御説明をさせていただきます。

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、人事院規則の改正がなされたことに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

愛西市条例第41号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、議案第96号資料、改正新旧対照表をもって説明をさせていただきますので、ごらんいただきたく存じ上げます。

それでは第7条、休息时间につきましては、有給の休息時間は民間にない制度ということで人事院規則が改正をされ、国家公務員は本年7月1日より施行をされております。このため、第7条を削除して休息時間を廃止するものでございます。

第8条の2、育児又は介護を行う職員の早出・遅出につきましては、本文にあります小学校就学の始期に達するまでの子のある職員を第1号として別に定めておるものでございます。

第2号として、小学校に就学している子のある職員で、市長が定めるものを追加するものでございますが、これは児童クラブ等の子を迎えるための規定が追加されたものでございます。

条例の本文にお戻りを願いたく存じ上げます。

附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第97号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第97号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

議案第97号：愛西市税条例の一部改正についてでございますが、提案及び内容の説明をさせ

ていただきます。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名で  
ございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、入湯税の課税を行うため、及び地方自治  
法の改正により改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

愛西市条例第42号：愛西市税条例の一部を改正する条例でございますが、改正内容につつま  
しては議案第97号資料、改正新旧対照表でさせていただきますので、ごらんいただきたく存じ  
上げます。

それでは、まず新旧対照表1ページでございますが、改正後のところで御説明申し上げます  
ので、よろしくお願いいたします。目的として、第3章目的税、第1節入湯税を加えるもので  
ございます。

そして、第2条で地方自治法の改正によりまして「市吏員」を「市職員」に改めるものでご  
ざいます。

第3条、税目におきまして第2項として、市税として課する目的税は入湯税とするを加える  
ものでございます。

おめくりいただいて2ページをお願い申し上げます。第19条、延滞金の定めでございますが、  
入湯税の関係条項第145条第3項が、今回新たに条例でお願いするわけでございますが、それ  
をこの内容文の中へ加えるものでございます。

下段の方へ行きますが、第3章目的税、第1節入湯税でございます。

入湯の納税義務者等の定めでございますが、第141条におきまして、入湯税は鉱泉浴場にお  
ける入湯に対し、入湯客に課するものとするものでございます。

それから、入湯税の課税免除でございますが、3ページをお願い申し上げます。第142条と  
して入湯税を課さない規定でございますが、第1号として12歳未満の者、それから第2号で共  
同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者、第3号におきましては学校教育の一環として行われる  
行事に参加する場合において入湯する者、第4号におきましては市民福祉の向上を図るため、  
市が設置した施設に入湯する者と定めております。

第143条につきましては、入湯税の税率は入湯客1人1日について150円とするものでござ  
います。

第144条につきましては、特別徴収の方法により徴収するという徴収の方法を規定させてい  
ただいております。

第145条は、入湯税の特別徴収の手続を規定させていただいております。

それから第146条におきましては、入湯税に関する不足金額等の納入の手続でございますが、  
地方税法の規定により定めさせていただいております。

4ページをお願いいたします。第147条につきましては、入湯税に係る特別徴収義務者の経  
営申告、これはその業を開始するときにおいては申告をするという規定でございます。

それから第 148条は、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等の規定でございますが、この記載におきましては1年間保存をするという形の規定をさせていただいております。

第 149条におきましては、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罰則の規定でございます。

条例の本文の3ページ、附則にお戻りを願いたく存じ上げます。一番後ろでございますが、附則として施行期日、第1項におきましては、この条例は平成19年7月1日から施行する。ただし、第2条第1号の地方自治法の改正規定につきましては、平成19年4月1日から施行するということでございます。

そして、入湯税に関する経過措置として第2項で定めておりますが、中段からでございますが、新条例第147条の規定の適用につきましては、同条中の「経営開始の日の前日」とあり、届け出の規定でございますが、この規定を「平成19年7月31日」とするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第98号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第98号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○消防長（古川一己君）

議案第98号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成18年12月6日、提案者、市長でございます。

なお、提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからでございます。

なお、内容の説明につきましては、議案第98号資料の新旧対照表により御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

なお、今回のこの制度の改正でございますけれども、災害補償制度における障害等級ごとの障害程度というものは、極めて医学的な事項を定めているものでございます。よって、それぞれの制度の基本となる労働者災害補償保険法施行規則のそれぞれの改正に即応した機動的改正、また補償給付の公平性、実施時期の均等性から、国家公務員災害補償法、また地方公務員災害補償法がそれぞれ人事院規則、また総務省令で規定する改正が行われ、本市条例の基本でございます非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令においても、等級ごとの障害の程度等については総務省令で規定する改正により、このたび本市条例も規則へ移管する改正をするものでございます。

それでは、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページの第8条の2、傷病補償年金の部分でございますけれども、改正前の条例の中で別



表第2、これは傷病補償表でございます。そこで規定する等級、倍数、または障害、それぞれのうち障害年金、すなわち倍数については新条例の第2項で定め、等級、障害の状態においては規則で定めることとするというものでございます。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。第9条の障害補償の関係でございますけれども、第1項で規定されております障害の補償年金、または障害補償一時金につきまして、別表第3に規定する等級、倍数、障害の状況の中で、等級、障害の状況については先ほど同様、規則で定め、新条例で第3項で障害補償年金、第4項では障害補償一時金の額を規定するものでございます。

引き続き8ページをごらんいただきたいと思います。8ページの9条の2、介護補償の関係でございます。改正前の条例で、別表第4という文言がございます。介護補償表でございます。その表で規定いたします介護を要する状態の区分、または障害、それと第2項の1号から4号で規定といたしますのは9ページ、10ページにかけてございますけれども、それに規定する部分、介護補償金額でございますけれども、これらについても規則で定めることとするものでございます。

続いて、10ページ、11ページに移りたいと思います。10ページ、第11条の遺族補償年金の関係でございますけれども、今回の改正では遺族補償年金を受けることができる遺族の範囲、改正前では第4号で、11ページでございます。4号で定めている条件につきましても、規則で定めることとするものでございます。

なお、その他の改正につきましては、字句・文言の整理、改正するものでございます。今回の改正におきましては、それぞれの補償内容についての改正がなされるものではございません。

また、この条例は公布の日から施行、本年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第12・議案第99号（提案説明）

### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第99号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年愛西市条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとするものでございます。本日提出、愛西市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、印鑑登録証明書の交付の申請に関し、電子情報処理組織を利用した申請を行うことができることに伴い、改正する必要があるからでございます。

恐れ入りますが、説明資料をお開きいただきたいと思います。

まず最初に、第8条の関係でございますが、4項を新たに設けるわけでございます。第3条第2項の規定は、前2項の規定による申請について準用するというので、これにつきましては登録申請者が疾病、その他やむを得ない理由により、みずから申請することができないときは、委任の旨を証する証書を添えて、代理人により同項の申請ができる規定でございます。

次に、第10条でございます。印鑑登録証明書の交付についてでございますが、改正前の方でございますように、印鑑登録証を添えて申請することになっておりましたが、第10条第2項、ただし書きの方でございますように、印鑑登録者が愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年愛西市条例第1号）第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を利用する方法により前項の申請をする場合にあっては、この限りでないということで、印鑑登録証を添えなくても申請することができるように規定を改めております。それに伴いまして、改正をお願いしたわけでございます。

恐れ入りますが、本文の方へ戻っていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成19年1月24日から施行するというので、県内統一の施行日になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第100号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第100号：愛知県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定に基づき、平成20年4月1日から愛知県内62市町村と後期高齢者医療制度に関する事務を処理するため、別紙のように規約を定め、愛知県後期高齢者医療広域連合を設置するものとするわけでございます。本日提出、愛西市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第36条第1項の規定に基づき、平成18年度の末日までに愛知県内すべての市町村が加入する広域連合を設置する必要があるからでございます。

それでは、愛知県後期高齢者医療広域連合規約でございます。

第1条は、名称でございます。愛知県後期高齢者医療広域連合とするものでございます。

第2条、組織でございます。この広域連合は、愛知県内の全市町村をもって組織するものでございます。

第3条は、区域でございます。広域連合の区域は、愛知県の区域とするということでございます。

第4条は、事務でございます。広域連合の取り扱う事務について、規定をいたしております。

第5条は、広域計画の項目でございます。

また第6条は、事務所を名古屋市内に置くということで規定をいたしております。

第7条から第10条関係につきましては、議会の組織等でございますが、構成市町村の議会の議員のみで組織し、定数は34人とするということでございます。また、選挙区の設定、議員の任期は、当該市町村の議会議員の任期とすると定めております。

次に、第11条から13条関係でございますが、執行機関の組織でございます。広域連合長1名、副広域連合長1名、会計管理者1名を定めるものでございます。

次に、第15条関係でございますが、選挙管理委員会の設置を定めるものでございます。構成市町村の選挙権を有する者のうちから、4人の委員を議会において選挙するという規定でございます。

次に、第16条関係でございますが、これは監査委員を定めるものでございます。有識者1名、広域連合議会議員1名を議会の同意を得て、広域連合長が選任するものでございます。

第17条関係、経費の支弁方法でございますが、構成市町村の負担金、事業収入、国・県の支出金、その他の収入をもって経費に充てるものとするということでございます。

最後に、附則でございますが、この規約は平成19年3月20日から施行するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議案第101号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第101号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、議案第101号：市道路線の認定についての提案並びにその内容の説明をさせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市道路線として認定し、公共の用に供するため、必要があるからでございます。

その内容でございますが、1枚をはねていただきますと別紙に記載のとおりでございます。

佐屋地区におきまして8路線、352.2メートル、立田地区におきまして2路線、670.0メートル、八開地区で1路線、101.4メートル、佐織地区で7路線、360.5メートル、合計18路線の1,484.1メートルについて市道路線の認定をお願いするものでございます。なお、路線の箇所につきましては、資料として路線認定図を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきますようお願い申し上げます。

今回、この議案を御承認いただきますれば、従来の市道路線の認定分がございまして、市

道路線の認定としましては 3,422路線、実延長で98万 738メートルほどとなります。よろしく  
お願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第 102号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第 102号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定に  
ついてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案第 102号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日  
提出、市長名でございます。

記、1. 施設の名称、愛西市立田北部子育て支援センター。2. 指定管理者となる団体、愛  
西市佐屋町堤西45番地4、特定非営利活動法人 夢んぼ。3. 指定の期間、平成19年4月1日  
から平成23年3月31日まで。

提案理由、この案を提出するのは、愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者を指定  
するに当たり、地方自治法第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要がある  
からである。

なお、議案第 102号資料として指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいております。  
この1の施設の名称及び所在地から、次の2ページの方の7の選定結果ということで、資料と  
してつけさせていただいております。お目通しのほど、お願いいたしたいということでござい  
ます。

以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第 103号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第 103号：愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定に  
ついてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（水谷 正君）

議案第 103号：愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日  
提出、市長名でございます。

記としまして、1. 施設の名称、愛西市立田南部子育て支援センター。2. 指定管理者とな  
る団体、愛西市須依町前田面 157番地、社会福祉法人 美和多福祉会。3. 指定の期間、平成

19年4月1日から平成23年3月31日まで。

提案理由につきましては、先ほどの第102号と同じ内容でございます。

なお、資料といたしまして、同じく議案第103号の資料をつけさせていただいております。お目通しのほど、お願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・議案第104号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第104号：（仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（水谷 正君）

議案第104号：（仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定について。

（仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名。

記、1. 施設の名称、（仮称）愛西市八開児童クラブ施設。2. 指定管理者となる団体、愛西市二子町上丸島92番地1、社会福祉法人 八開福祉会。3. 指定の期間、平成19年4月1日から平成23年3月31日まで。

提案理由、議案第102号と同じ提案理由でございます。

なお、この第104号の資料もつけさせていただいております。お目通しのほど、お願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・議案第105号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・議案第105号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

議案第105号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成18年度愛西市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,670万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億1,616万1,000円とする。

第2項の関係でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正といたしまして、第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。本日提出、市長名でございます。

最初に、5ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正の関係でございます。

消防ポンプ自動車整備事業を初め、5件について借入れをするため、新たに追加をするものでございます。なお、この追加の5件の中で、市役所・佐屋公民館駐車場拡張事業、地域づくり振興基金事業、防災行政無線整備事業につきましては、合併特例債の適用事業でございます。

また、下段の変更につきましては、借入予定額の確定によりまして、それぞれ限度額の変更をお願いしようとするものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、補正の内容につきまして、歳入の方から御説明申し上げます。9ページ、10ページをお願いいたします。

款8 地方特例交付金、補正額 1,054万 7,000円、款9 地方交付税の普通交付税におきまして9,077万 6,000円の、ともに減額補正をお願いしております。これは、それぞれ交付額の確定によりお願いをするものでございます。

款13 国庫支出金 2,812万円の追加、款14 県支出金 283万 6,000円の減額。これらにつきましては、各事業の補正の内容にそれぞれ関連をいたしますが、歳出におきましてもそれぞれ主要額の補正をお願いしておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。款17 繰入金、財政調整基金繰入金で11億 127万 8,000円の減額をお願いしております。これは款18 繰越金の追加補正にも関連をいたしますが、前年度繰越金の増額によりまして収支の均衡を図るため、基金へ戻し入れをするという内容でございます。

款19 諸収入 745万 1,000円の追加をお願いしております。これは、市町村振興協会基金交付金の確定により補正の方をお願いしております。よろしく願いをいたします。

款20 市債の関係でございます。補正額といたしまして12億 5,360万円の追加をお願いしております。これは、先ほど第2表地方債の補正で御説明をさせていただいたとおりの内容でございますので、よろしく願いを申し上げます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして、最初に総務部長より御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは歳出のうち、人件費の部分につきましては一括して私の方から御説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、後ろの方の39ページ、40ページの給与費明細書をお願い申し上げます。ここの部分で御説明を申し上げたく存じ上げます。

39ページの特別職の議員の方の期末手当でございますが、161万 2,000円の減額でございます。これは、ことし5月に新たに就任されました方の6月分の期末手当が期間率を乗じておりますので、この減額をさせていただいておるものでございます。

40ページをお願い申し上げます。一般職につきましては、育児休業中の職員の給料及び諸手当とその他の職員の諸手当につきまして過不足が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。職員数 526人は変わりございませんが、給料で 2,393万 4,000円の減、職員手当で 1,643万 3,000円の減、共済費で 621万 1,000円の減で、合計 4,657万 8,000円の減額補正でございます。職員手当の内訳につきましては、下段の手当別に記載をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

お手数でございますが、歳出、17ページ、18ページにお戻りください。

2款総務費、6目財産管理費、17節公有財産購入費でございますが、土地購入費として1億2,606万 7,000円を計上しております。これは、本年5月1日の臨時会で土地取得につきまして契約議決をお願いし、お認めをいただいたものでございますが、土地取得特別会計で取得をいたしました愛西市役所・佐屋公民館駐車場用地を行政財産として一般会計へ買い戻しをさせていただくものでございます。このうち、用地費は8名の所有者で9筆、5,084平米でございます。平米当たり2万 4,200円で、用地費としては1億 2,303万 2,800円と、そして農地転用決済金等の取得に係る事務費といたしまして 303万 3,300円を加えたものでございます。

次に、19ページ、20ページをお願い申し上げます。4項選挙費、3目市議会議員一般選挙費でございますが、額の確定によりまして 5,703万 5,000円の減額補正をさせていただいております。

次におきましては、企画部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

17ページ、18ページをお願いいたします。

款2総務費、目10基金費の関係でございます。地域づくり振興基金積立金といたしまして10億円を計上しております。これは、合併特例債を活用した基金の積み立てでございます。市の一体感を醸成するためのイベントや、あるいは文化的事業など、基金を造成いたしまして、今後活用していこうというものでございます。この特例債を活用した振興基金積立金につきましましては、総額で約28億円まで積み立てが可能でございます。本年度、財政の状況を勘案いたしまして、まず初年度10億円について基金に積み立てようということで、今回、補正の方を計上させていただいております。よろしくお願いをいたします。

なお、これに関連する基金の条例の関係でございますが、この基金条例の関係につきましましては、本年3月定例会において御議決をいただいておりますので、その点あわせてよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

続きまして、福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、福祉の方の御説明をさせていただきます。25ページ、26ページの方から御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

3款の民生費の1目の社会福祉総務費のうちの13節委託料 1,200万円、20節の扶助費 1,200万円の減、これは科目更正ということで、今まで障害児のデイサービス事業を展開しておりま

した事業所が、日中一時支援事業に変更したためでございます。23節の償還金、利子及び割引料23万 6,000円、これは平成17年度障害福祉関係負担金の精算に伴うものということでございます。

2目の老人福祉費、19節の負担金、補助及び交付金7万円、これは介護支援専門員研修負担金でございます。23節償還金、利子及び割引料58万 3,000円、平成17年度高齢者在宅福祉事業費補助金の精算による確定でございます。28節繰出金22万 9,000円の減額ということで、これは介護保険特別会計の繰出金でございます。

続きまして、2項の児童福祉費の方をお願いします。2目の児童措置費 159万 7,000円でございます。こちらにつきましては、23節の償還金、利子及び割引料ということで児童手当国庫負担金の精算に伴うものということでございます。

続きまして、29、30ページをお願いします。3項の生活保護費の2目の生活扶助費でございます。20節の扶助費 3,749万 4,000円でございます。これにつきましては、生活保護を受ける人が微増しているということでございます。

続きまして、市民生活部長兼保健部長から御説明をさせていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは私の方から、恐れ入りますが、少し戻っていただく形になりますが、25ページ、26ページをお開きいただきたいと思っております。

上段から5番目でございます28の繰出金、国保特別会計繰出金になっておりますが、239万 5,000円の減。これは人件費に係る減でございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから次に、その下の節19の負担金、補助及び交付金でございますが、15の後期高齢者医療事務費負担金ということで 100万 9,000円をお願いいたしております。

恐れ入りますが、次に31ページ、32ページをお開きいただきたいと思っております。衛生費関係でございますが、上から二つ目でございます。44万 9,000円の補正をお願いいたしております。在宅当番医制運営事業費負担金でございます。県費補助金廃止に伴う補正をお願いいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。次にその下でございます。23の償還金、利子及び割引料でございますが47万 7,000円、墓地使用料還付金ということで2基分をお願いいたしております。

続きまして、経済建設部長にお願いをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、補正予算書の31、32ページの方をお開きいただきたいと思っております。

6款1項1目の農業委員会費におきましては、財源内訳を国・県支出金から一般財源への組み替えをいたしました。これは、農業委員会交付金等の額の確定に従いまして組み替えをしたものでございます。

恐れ入りますが、33ページ、34ページをお開きいただきたいと思っております。7款の商工費の関係でございます。マルシン・マルトク資金の申し込みが、昨年同時期に比べますと借り入れ件数、借り入れの申込額とも 1.7倍弱程度、大幅にふえておりまして、このままの伸びでいきま



すと当初予算でお願いを申しあげました金額では対応できないということで、その保証料補助金額をほぼ伸び率と同じぐらいの金額 550万円の追加をお願いしたものでございます。

次は、消防長より御説明申し上げます。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは、消防費の関係でございますけれども、35、36ページをごらんいただきたいと思っております。

消防費の中の消防施設費、工事請負費で、今回 230万 6,000円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、分署庁舎空調設備工事でございます。これにつきましては、今日まで全館集中方式でこの空調設備を行ってまいりましたが、本年の7月に故障、また修理が不能となりまして、今後24時間の勤務体制、また電力消費量の削減を踏まえまして、各個室、各部屋への個別設備をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、教育部長の方から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、第10款教育費をお願いいたします。ページ数、35ページ、36ページでございます。

1目の学校管理費におきまして、17節公有財産購入費で 4,747万 8,000円の補正をお願いするものでございます。この土地購入費につきましては、土地取得特別会計におきまして取得をいたしました学校用地を今回、買い戻しさせていただくものでございます。学校名につきましては永和小学校で、地権者の方は2名、筆数は2筆でございます。面積合わせまして485.21平米でございます。単価は4万 2,792円、平米単価でございます。次に、北河田小学校でございます。地権者1名、筆数にしまして5筆でございます。571.62平米でございます。単価につきましては4万 6,605円、平米単価でございます。そして、そのほかに収入印紙代ですとか、登記事務の委託料合わせまして、今回、用地取得に係りますところの事務費を合わせまして一括計上させていただいております。よろしくをお願いいたします。

次に、37ページ、38ページをお願いいたします。3目の図書館費でございます。11節需用費でございます。修繕料といたしまして 182万 7,000円の補正をお願いしておるものでございます。中央図書館にございます開架室の空調機のコンプレッサーが傷みましましたので、今回取りかえをさせていただくための補正でございます。よろしくをお願い申し上げます。

一般会計、以上でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

ちょっと休憩が遅くなりましたが、ここで10分間休憩をとります。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・議案第 106号（提案説明）

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。なお休憩中に16番・堀田清議員より

早退の旨の届け出がございましたので報告いたします。

それでは、日程第19・議案第 106号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○企画部長（石原 光君）**

議案第 106号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

平成18年度愛西市の土地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,354万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,008万6,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

款1財産収入、不動産売払収入といたしまして1億7,354万5,000円を計上しております。先ほど一般会計補正予算におきまして、各担当部長より御説明申し上げましたように、この土地取得特別会計で取得をいたしました市役所・公民館駐車場用地、永和・北河田小学校用地を一般会計で買い戻すことによりまして、その売り払い収入を予算として計上させていただきました。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

款1土地開発基金費の関係でございます。先ほど歳入で御説明申し上げました売り払い収入1億7,354万5,000円を基金に積み立てをするという歳出の補正の内容でございます。

以上、よろしく御説明申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第20・議案第 107号（提案説明）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第20・議案第 107号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

議案第 107号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

平成18年度愛西市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,569万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,063万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,883万2,000円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出、愛西市長名でございます。

それでは、まず事業勘定の歳出から御説明を申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費におきまして239万5,000円の減額をお願いいたしております。これにつきましては、人件費の年間見込みの調整をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費におきまして3,000万円の補正をお願いいたしておりますが、この一般被保険者療養給付費につきましては、医療費を現在計算いたしまして、決算見込みに合わせまして補正をお願いいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、目2の退職被保険者等療養給付費でございますが、2億2,500万円の補正をお願いいたしております。退職被保険者等療養給付費ということで、これも決算見込みに合わせてお願ひをいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、目3でございます。一般被保険者療養費600万円の補正。

また、目4の退職被保険者等療養費で500万円の補正をお願いいたしております。

目5の審査支払手数料につきましては、この事務につきます手数料ということで、審査支払手数料50万円の補正をお願いいたしております。

次に、項5の葬祭諸費でございます。目1の葬祭費630万円の補正をお願いいたしております。現在の状況に合わせ、63件分の補正をお願いしておるような状況でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、10ページ、11ページでございますが、款5共同事業拠出金、項1共同事業拠出金でございます。目4の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これにつきましては新規に30万円以上の高額療養費共同事業が始まります。それに対する拠出金でございます。2億3,759万4,000円をお願いいたしております。

次に、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金でございます。目1の一般被保険者保険税還付金で、過年度分につきまして100万円の補正をお願いいたしております。

次に、目3の償還金でございます。1,669万2,000円、過年度分につきます国・県支出金の返還金でございます。

恐れ入りますが、歳入の方、6ページ、7ページでございます。

先ほどの歳出で申し上げましたように、今年度の状況を見定めながらお願ひしたところ、歳入で款3の療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1の療養給付費等交付金におきまして、現年度分2億1,240万5,000円、過年度分におきまして1,759万5,000円の追加をお願いいたしております。

それから次に、款5共同事業交付金でございますが、先ほど申し上げましたように、新規に

始まりましたので、その交付金を受けるものでございます。2億3,759万5,000円をお願いいたしております。

次の款7の繰入金につきましては、先ほど一般会計の方でも申し上げましたように、職員給与等の繰入金を減の239万5,000円といたしております。

続いて、款8の繰越金でございますが、その他の繰越金で6,049万2,000円をお願いいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、直営診療施設勘定でございます。8ページ、9ページでございますように、児童手当の補正を5万円お願ひをいたしております。

歳入につきましては、前年度繰越金で対応いたしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第21・議案第108号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・議案第108号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御説明させていただきます。

議案第108号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,424万円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,672万8,000円とする。

2 保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

それでは、6ページ、7ページの方をお願いします。保険事業勘定ということでございます。

2の歳入、8款繰入金、4目その他一般会計繰入金、3節介護サービス事業勘定繰出分の繰入金22万9,000円の減額ということでございます。

続きまして歳出の方、8ページ、9ページをお願いします。

3. 歳出、7款諸支出金、2目介護サービス事業勘定繰出金、28節の繰出金で22万9,000円の減額ということでございます。

続きまして、サービス事業勘定の方をお願いします。6ページ、7ページをお願いします。

2. 歳入、2款繰入金、1目保険事業勘定繰入金、1節保険事業勘定繰入金22万9,000円減額補正でお願いしております。

続きまして3の歳出、8ページ、9ページをお願いします。

3. 歳出、1款総務費、1目一般管理費、3節職員手当等19万9,000円。

1目通所介護事業費、2節給料1万5,000円、3節職員手当等3万2,000円。

その下の1目介護予防支援事業費、3節職員手当等47万5,000円減額をお願いしております。今回の補正につきましては、職員の手当につきまして不用額が見込まれますので、減額の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第22・議案第109号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第109号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第109号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

平成18年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,413万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出、愛西市長でございます。

なお、この内容につきましては、入・出ともに人件費に係る計数補正でございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第23・議案第110号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第110号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第110号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成18年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,796万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出、愛西市長でございます。

なお、この予算につきましても、人件費に係る計数の整理でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第 111号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・議案第 111号：平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第 111号：平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

第1条 平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成18年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目として、第1款水道事業費用、既決予定額4億7,363万5,000円に対して補正予定額682万5,000円、計4億8,046万円。第1項の営業費用については、既決予定額が4億4,642万円に対しまして補正予算額682万5,000円。合計が4億5,324万5,000円でございます。本日の提出、愛西市長でございます。

それでは、はねていただきまして一番最後のページ、7ページの方をごらんいただきたいと思います。

18年度愛西市水道事業会計補正予算実施計画明細、収益的支出という欄でございます。款項目といたしまして、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、区分として委託費、補正予定額として682万5,000円でございます。この関係につきましては、中部浄水場水源井取水井改修委託料というものでございます。

内容につきましては、本年の2月に佐織中部浄水場の井戸に水中カメラ等を入れまして調査したところ、ストレーナー等の開口率がほぼ10%程度ということで、くみ上げ能力が非常に落ちておることが判明しました。その後、6月議会での一般質問の答弁でも井戸の清掃をしたいという旨の発言をさせていただいておりまして、今回、赤字予算ではありますが、補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、赤字予算でありますので、支出に対する収入予算は組みません。第3条、収益支出の増のため、純損失の増として損益計算書に計上することになりますので、御理解方よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・陳情第14号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第25・陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情については、会議規則第36条第2項の規定によって、提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・諮問第6号及び日程第27・諮問第7号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤 勇君）

日程第26・諮問第6号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第27・諮問第7号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、諮問第6号をお願いいたします。愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名であります。

記としまして、住所、愛西市西川端町大込27番地1、氏名、伊藤隆、昭和16年2月19日生まれ。

諮問理由としましては、任期が平成19年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきました。よろしく願いをいたします。

続きまして、諮問第7号をお願いいたします。愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名であります。

記としまして、住所、愛西市日置町1790番地、氏名、山田二郎、昭和18年3月6日生まれ。

諮問理由としましては、加藤典雄委員の任期が平成19年3月31日で満了するのに伴い、新たに推薦をする必要があるからでございます。この方につきましても、履歴書を添付させていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、諮問第6号、諮問第7号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

諮問第6号については引き続き活動していただくということで出ていますが、諮問第7号については交代をするということで、確認をしておきたいんですが、人権擁護活動に対する経験

や、またこうした問題についての識見が高いということが推薦の理由だろうというふうに思いますが、経歴書だけではちょっとわからないんですが、つけ加えることがあれば、つけ加えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

つけ加えることは特にございません。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勇君）

他にございますか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。諮問第6号、諮問第7号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第6号、諮問第7号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

諮問第6号、諮問第7号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論は省略することに決定をいたします。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

諮問第6号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第6号は適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第7号を採決いたします。

諮問第7号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第7号は適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月13日午前10時より再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後0時03分 散会